

- 一方で、障害のない者に対しては豊富に提供されているこれらの学びの機会が、障害者には決して十分ではない。障害者の高等教育機関への進学者も現状では少ない中、学校を卒業してしまうと、こうした機会は一層少なくなるのが実態であり、生涯学習の機会の整備が求められている。

(3) 障害者が社会において自らの個性や得意分野を生かす観点からの取組も必要であること

- 困難な状況にある障害者への支援という観点だけでなく、障害者一人一人の多様な個性や得意分野を生かす観点から、学びに取り組むことも必要である。障害者が、一人一人の特性に応じて、学習・スポーツ・文化等の得意分野の能力を開花させ、社会の中で誇りをもって活躍できる可能性を広げられるよう、多様な主体が連携して取り組むことが求められる。

(4) 障害の有無に関わらず、共に学ぶ共生社会の実現に向けた取組が必要であること

- 障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を大きな契機の一つとして捉え、障害者のスポーツや文化を含めた学びを推進し、障害者が地域とのつながりを持ち、様々な人々と共に学び、支え合って生きていくことができるようにすることが必要である。併せて、障害のある者と障害のない者が、積極的に交流したり、共に学びの場に参加したりするなど、社会における「心のバリアフリー」を推進し、共生社会の実現につなげていくことが必要である。

2. 今後目指すべき方向性

○ 障害者の生涯を通じた学び推進の在り方として、どのような方向性を目指し、検討を進めるべきか。

- 今後の社会においては、障害者が、生涯を通じて幸福で健康な生活を追及しながら、地域コミュニティの中で支え合いつつ、自立して社会生活を送ることができるようにするため、生涯学習の機会の充実が求められる。その際、学校卒業後の障害者の学びが継続できるよう、障害者の生涯にわたる学びを一貫して支援していくことが重要である。
- このため、まず、学校段階で身に付けた資質・能力を維持・開発・伸長していくことができるよう、特別支援学校等における学びと生涯にわたる学びを継続させることが重要である。例えば、個別の教育支援計画に学校段階の支援の経過と併せて卒業後の学習に関する内容を位置付け、卒業後への引継ぎ・活用を図る等、学校教育から継続して生涯学習に移行できるような仕組みの在り方について検討する必要がある。
- また、特別支援学校卒業後の障害者は、障害福祉サービスを利用しながら社会生活を送る者が多い状況を勘案すると、障害者が日々の生活において無理なく円滑に学ぶことができるよう、生涯にわたる学びと障害福祉サービスが相互に連携した仕組みを構築することについて、検討する必要がある。
- さらに、個人が自立しつつ支え合えるような地域社会の形成を目指していく観点から、学習の企画・実施に当たり、障害者本人が社会の一員として自らの学びを作っていくようにすることが重要である。生活や就労の状況も含めた、本人の学びの動機や主体的な参画に重きを置くなど、本人を中心とした学びの機会としていく必要がある。その上で、学びを支える側として、生涯学習・教育・福祉・労働等の関係機関・団体が連携していくことが重要である。
- 加えて、共生社会実現の観点から、障害者を対象とした学びの機会と、障害のない者とともに学ぶ機会の双方を追求していくことが必要である。

※ 以下、「3.」では【視点1：学校から社会への移行期に特に必要となる学習】と【視点2：生涯の各ライフステージにおいて必要となる学習】を区分しているが、これらの段階も連続的に推移できるようにしていくことが必要である。

- また、特別支援学校における卒業後のフォローアップの取組と、卒業後の学びの取組との円滑な接続に向けて、より取組の充実を図る方策を検討する必要がある。その際、特別支援学校の教員経験者は、特別支援教育や障害者福祉に関する知見が豊富であり、特別支援教育修了後、学校卒業後の学習機会への円滑な接続を図る役割を担うことが期待される。
- 学校から社会への移行期における障害者の学びの基盤整備に向けて、教育と福祉の垣根を越えて社会全体として受け止め、学校や社会教育施設、福祉の事業所等でともに学ぶ取組を推進することについて検討する必要がある。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

- ・卒業後、3年程度はアフターフォローとしての学びの場を学校が提供し、その後のスキルアップや就労継続支援は、企業や産業労働へつなげたい。卒業生の姿は、在校生の教育の改善にもつなげることができる。
- ・母校である特別支援学校が学びの場を提供することは、学校にとっても有益である。保護者やOB、企業や学生などが組織的に学びのスタッフとして参加できる仕組みが大切であり、それには教育委員会の支援は不可欠と言える。

- これらのほか、学習機会を拡充するための具体的な仕組みについて、更に検討を深める必要がある。

<知的障害以外の障害を対象とした検討>

- 学校卒業後における学びの場として、これまでのヒアリング等で例えば以下のようなニーズ・課題が示されたところであり、今後更に検討を進める必要がある。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

【主に発達障害者の例】

- ・就労・自立の基盤として、自己表現し、自分や社会のことを知る機会の提供。
- ・多様な就労や生活の選択肢を想定した内容や支援の提供。
- ・ピアサポートのような類似する他者との交流。

【視点2】生涯の各ライフステージにおいて必要となる学習

①求められる学習プログラム【質的向上】

- 直面する課題も踏まえ、特に必要となる学習の目標、内容、方法とは何か。

②求められる実施体制等【量的拡充】

- 各実施主体の課題をどう解決していくべきか（障害福祉サービス等との連携を含む）。
- 人材として、教員経験者や福祉関係者、若い世代をどう確保していくか。
- 学習機会を全国的に拡充するため、具体的にどのような仕組みが必要となるか。

<主に知的障害を対象とした検討>

（現状・課題）

- 近年、障害者の雇用促進により一般就労へ進む障害者が増加傾向にある中、障害者にとっては、休日等に地域での学習活動に参加するなどの機会が少なく、選択肢も十分ない状況にある。

「障害者の生涯学習活動に関する実態調査」（平成30年3月独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）の結果では、学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムについて、市区町村を中心として取組は低調な状況にある。

（参考）学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める事業・プログラムを実施している割合

- ・市区町村：12.5%
- ・都道府県：54.3%
- ・特別支援学校：学校主体27.8%
社会教育関係団体等主体21.4%

- こうした中、障害者が社会の厳しい現実に関心、一旦就職しても職場になじめず早期に離職する場合もあり、地域で仲間と過ごせる学習の場が必要である。

また、生涯の各ライフステージにおいて直面する様々な課題や障害者本人の困り事の解決のための学習も必要である。

- これらを踏まえ、「就労の場」や「生活の場」だけでなく、仲間とともに新しいことを学んだり、スポーツや文化的な活動に親しんだりするなど、生涯の各ライフステージを通じて、就労や生活を支える「学びの場」が必要となっている。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

- ・離職の多くは人間関係に起因するものと言われ、地域で仲間と過ごせる学習の場で、自分を自由に出し合うことが、仕事を頑張り継続したり、社会とつながったりする上で重要。
- ・学校を卒業して初めて直面することは多く、ライフステージに応じた学びが必要。同じ境遇の仲間同士で意見を出し合い、考え、少しずつ身に付けていくような学びの場が学校を終えても継続的に必要。
- ・障害当事者が社会の人たちと関わる中で、自分が何者かということを見たり、問題意識をもったりするというのも大事。相互の学び合いが自立的に生じてくるような場づくりに焦点を合わせて考えていきたい。
- ・地域における学びを仕事の活躍につなげられるかを意識して取り組むことが必要。

※ヒアリングでの事例は次ページ。

<有識者会議のヒアリングでの事例>

①公民館・生涯学習センター等の社会教育施設における取組

- ・自分たちなりに設定した課題解決に向けて主体的に学ぶ姿勢は大切であり、生きていく上で基礎的な力は人間関係の中で培われるという観点から、学級を自分たちで運営し、主体的に学ぶ居場所を作る取組 [西宮市中央公民館・青年生活学級]
- ・「生きる力・働く力の獲得」を目標に掲げ、「自治」「生活づくり」「文化の創造」を軸にした青年学級と、その卒業生による自己決定に関わる本人活動の取組 [町田市生涯学習センター・青年学級、とびたつ会]

②特別支援学校を場とする取組

- ・障害者本人の自立と社会参加のための学習機会を提供する講座や、身近な地域でスポーツ活動ができるよう特別支援学校の体育施設を開放する取組 [東京都]
- ・特別支援学校を主な活動場所としつつ、保護者OB、地域の団体や企業等が連携して、学習プログラムを提供する取組 [都立あきるの学園]

③大学を場とする取組

- ・各ライフステージのニーズ・課題調査に基づき、学習内容を「学ぶ・楽しむ」「くらす」「はたらく」「かかわる」の4領域で構成し講座に取り組み、学習指導要領改訂の方向性も踏まえ、自己決定に向けた協働的な学習方法による問題解決能力の獲得を目指す取組 [オープンカレッジ東京]

④社会福祉法人やNPO法人の取組

- ・障害者が豊かに生きるための「はたらく」「まなぶ」「くらす」「からだとむきあう」という視点から、IoTなどの技術革新も活用し、自らの個性や得意分野を長所として生かす取組（就労移行支援、就労継続A型・B型、生活介護事業）[社会福祉法人わたぼうしの会 Good Job!センター香芝]
- ・当事者を対象とした学習ニーズ（*）等の調査を行い、就労や生活を支える生涯学習講座のプログラム開発の取組（地域生活支援事業） [NPO法人エスアイエヌ「集いの場あゆみ」]
- ・障害者がまちづくりに参加し、学生、高齢者、子供、住民など日常的に地域と関わり合う共生の拠点づくりの取組 [社会福祉法人佛子園]
- ・医療的ケアが必要など重度障害者の生きる力を強め生活の質を高めるため、自宅等へ学習支援員を派遣して生涯学習を支援する取組 [訪問カレッジ@希林館]

（*）学習ニーズを以下のとおり類型化。

- ①「就職活動」「職場内での人間関係」などのキャリアスキルアップ型の学習ニーズ
- ②「異性との付き合い」「資格取得」「漢字や計算の学習」等、内心の潜在的なニーズ
- ③「災害」「健康」などの転ばぬ先の杖型学習ニーズ
- ④「福祉・就労制度」「金銭管理」「自分のことは自分で決めたい」人のための権利意識型学習ニーズ
- ⑤「人間関係」「福祉サービスの利用」「お金の使い方」等に関する個別の困り事解決型の学習ニーズ
- ⑥「食生活」「外出時のマナー」「文化・教養」などの家族・支援者の提案型の学習ニーズ

①求められる学習プログラム

- これらの状況も踏まえつつ、生涯の各ライフステージにおいて、障害者が社会生活を自立して生きるために必要な知識やスキル等を身に付け、実生活で実践するための学習機会の充実に取り組むことが求められる。

実態調査の結果でも、地方自治体において今後提供したい事業・プログラムとして、個人の生活、社会生活、職業に必要な知識・スキルや、障害のある者との交流活動が多くなっている。

- 具体的な学習プログラムについては、各実施主体において、障害当事者のニーズや特性等も踏まえ策定するものであるが、学校卒業後の各ライフステージで必要となる内容の例を示すなど、各実施主体において生涯の各ライフステージにおけるプログラムを策定する上で参考となる情報を整理することが考えられる。

<プログラム策定に当たっての留意すべき観点>

ア ライフステージの区分

例：社会的な要請に対応したプログラムを表す際は、青年期・成人期・高齢期などの区分を基本としつつ、個人の発達と障害特性を考慮したライフステージの捉え方についても検討が必要。

イ 学習の目標（育成を目指す資質・能力）

例：各ライフステージにおける「自分で考え決定し行動する力」や「人と関わる力」を具体的に示す など

ウ 重要であると考えられる学習内容

例：「個人の生活」「社会生活」「職業」の各々に必要な知識・スキルや、スポーツ、文化、教養に関することなど。

その際、一定の類型（例：「学習」「自立生活」「就労」「コミュニケーション」）に即して整理するなど、多様な在り方を示すことも考えられる。

エ 効果的であると考えられる学習方法

例：仲間や多様な人々との主体的で協動的な学習 など

※ その他、学習効果の把握による学習内容や方法の改善についても整理

※ 発達段階や障害特性、地域ごとの課題に対応して内容を組み立てられるような構成とすることについて検討が必要

※ 本人を中心とした学習への参加促進を図る方策についても整理

（有識者会議のヒアリング等での主な意見）

- ・ 障害のある方が、自分で自分のことを決めるということが大変重要。
- ・ 自分の意思を主体的に伝えられるようになったら良い。
- ・ 生涯学習で学べることが伝わっていない。成人期になってもこれだけ学べるということを広めていくために、ライフステージに応じた学びの内容について整理することが重要。

- ・重要なのは、イベントの回数ではなく、どのように成長したのか、参加したスタッフがどのように役立ったか、ということ。プログラム終了後の振り返りが重要。
- ・ライフステージをどのように捉えるか、また、場によって学ぶスタイルや方法が異なることも踏まえ、更に論点を絞って中身を検討する必要がある。

<知的障害以外の障害を対象とした検討>

- 知的障害以外の障害種についても、これまでのヒアリング等で、例えば以下のようなニーズ・課題が示されたところであり、今後更に検討を進める必要がある。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

<主に発達障害の例>

- ・対人交流や社会参加のきっかけ、興味や意欲を喚起する内容の提供。
- ・特性が類似する者同士が支え合うピアサポートが有効。

<主に視覚障害の例>

- ・自立して生きるための歩行能力、ICTの活用、コミュニケーションスキルの育成。

<主に聴覚障害の例>

- ・直面する障壁や配慮について意思表示する実践、ICTの活用、手話や視覚活用により文化芸術活動に触れる機会などのプログラムの提供。

＊先天性聴覚障害：日本語（読み書き）と意思疎通の方法等

中途失聴者：社会資源（福祉サービス等）・コミュニケーション等

<主に肢体不自由重度障害の例>

- ・意思伝達装置（レッツチャット・マイトビーなど）の活用、iPadを使った音楽、身体を取組（静的弛緩誘導法）等。

※盲ろう者のニーズ・課題を踏まえた検討も必要。

- なお、実施主体ごとにどのようなプログラムを充実すべきか、といった観点からも検討を深めることが必要である。

②求められる実施体制等

- 多様な実施主体の強みを生かした効果的な実施体制として、以下の例が挙げられる。

①公民館、生涯学習センター等の社会教育施設における講座等

強みとして、社会教育主事や社会教育施設という人材と場がある中で、自治体による継続的な学びの場が提供できることが挙げられる。

課題として、青年学級での学習を希望する障害者数が増加する一方、障害の多様

化や参加者の高齢化、スタッフ、ボランティアの不足などの課題に対応して、**当事者の自主的な活動の促進や、人材の育成・確保を図る必要**があることが挙げられる。

また、**社会教育主事をはじめとした関係者のノウハウ等が十分でないため、障害者の生涯学習に関する理解を促進し、専門的知見を有する関係機関・団体等との連携も図りながら、障害者の学びの場を創ることも必要。**

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

- ・公民館、生涯学習センター等で行われている障害者青年学級に関する課題として、希望する障害者の数が増えている上、障害は多様であり、参加している障害者が高齢化していることから、そこへの支援が必要という状況がある。何よりも、スタッフあるいはボランティアとして支える人材が確保できないのが一番の課題。関係団体や機関との更なる連携が必要。
- ・基礎自治体として、少ない予算の中でも職員をそれなりに配置し、障害者向けのプログラムを組んでいくことは可能である。これをもっと拡充していかなければいけない。障害者の卒業後の生涯学習は自治体の役割である。

②**特別支援学校を場として、同窓会組織等（保護者、生徒OB、企業、地域）が主催して学びの場を提供するもの**

強みとして、母校である特別支援学校の施設設備やノウハウ等を有効活用できることがある。

課題として、**保護者や生徒OB、企業や学生などが組織的にスタッフとして参加できる仕組みが必要**。また、**教員が関与する場合、勤務形態を含めた教員の働き方改革への配慮が必要**。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

- ・母校である特別支援学校が学びの場を提供することは、学校にとっても有益である。保護者やOB、企業や学生などが組織的に学びのスタッフとして参加できる仕組みが大切であり、それには教育委員会の支援は不可欠と言える。
- ・この生涯学習が起爆剤になって、親の会と連携しながら学校も活性化できるといい。

③**大学のオープンカレッジや公開講座等**

強みとして、大学を場として行うことで、受講生がモチベーション高く参加し、また、大学の研究機能を活用することが期待でき、研究成果を地方公共団体等の実施主体向けに情報発信できることが挙げられる。

課題として、**担当教員任せでは持続が困難であり、大学としての組織的・継続的な体制が求められる**。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

- ・参加者は発達していく中でプライドも非常に高まっていく。プライドが高まっていったときに、学校に戻るよりも新たな学習の場を考える必要がある。
- ・どこでも学べる、誰でも学べるということを地域に少しずつ広げていくには、大学でプログラムを開発することが必要。
- ・オープンカレッジをやってきて、場と人の確保が課題。

④社会福祉法人、NPO法人等において、障害福祉サービス等を活用して、学びの場を提供するもの

強みとして、既存の資源を有効活用して、安定した運営と継続的な支援を行う拠点を柔軟に確立することができる。

課題として、個々の自助努力に負うところが大きく、障害福祉サービス等との効果的な連携のノウハウやプログラムが共有されていないため、今後より実践的に研究することが求められる。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

- ・生涯学習支援を障害者福祉サービス事業で行うことにより、安定した運営と継続的な支援が可能となり、利用者を支える拠点として確立できた。
- ・体系的な学習プログラムは未整備なので、様々な実践交流をしながら体系化することが必要であり、実践研究事業の委託は有効な手段。

- 学校段階からの一貫した成長を支援していくため、生涯の各ライフステージにおいても、特別支援学校で作成する個別の教育支援計画の内容について、個人情報保護の観点に留意しつつ、有効に活用するなど、特別支援学校との接続・連携を図る具体的な方策を検討することが必要である。

このような一貫した取組は、学校段階にある児童生徒に対する生涯学習への意欲の向上を図る取組につながるなど、特別支援教育の充実にも資する。

- さらに、このような取組の円滑な実施に当たっては、特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーター・指導者の配置やボランティアの活用方策等に関する工夫も必要である。

具体的には、例えば、次のような取組が考えられる。

- ・各実施主体において、特別支援学校等の教員経験者、障害者福祉の関係者をコーディネーターや指導者として確保すること。また、スポーツや文化分野などの専門家の協力を得ること。
- ・各地域において、社会教育主事がネットワーク形成の要となることが期待されるため、社会教育主事養成課程や講習において、「障害者の生涯学習支援」に関する内容を取り入れること。今後、社会教育士の制度も有効活用すること。
- ・国においては、指導者やコーディネーターの資質・向上のため、人材育成のため

の研修会を実施すること。

- ・ 民間団体の助成による、障害者の学習支援に関わる人材の育成を促進すること。
- ・ 障害当事者による自主的な活動の促進や、支援・連絡調整等に当たるピアサポーターを養成・確保すること。
- ・ 大学の地域連携の取組や企業の社会貢献の取組などと連携して、若い世代をボランティアとして確保したり、障害者との交流を図ったりすること。
- ・ 福祉や教育、医学関係者が思いつかない視点を導入し、実施しきれないような豊かな学習を提供することができるため、外部講師として、他分野の専門家（例：アーティスト、IT関係者等）による学習講座の提供への支援を行うこと。
- ・ 日常的に地域と障害者がかかわり合う共生の拠点づくりの取組と連携すること。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

- ・ 特にコーディネーターをどのように確保するかということが大きな課題。
- ・ しっかりと教えることができるレベルにある人が必要。プログラムとして実施するのであれば、講師の専門性とコミュニケーション力が必要。
- ・ 特別支援教育や福祉施設などの経験あるOBの活用。
- ・ 全国をブロック毎に、地方公共団体担当者向けの研修や事業者等向けの各種研修を実施する必要がある。
- ・ 社会教育主事の育成プログラムの中で、障害者の生涯学習担当を養成していくことが必要。
- ・ 社会教育士の活用。
- ・ スタッフ、ボランティア等の人材がなかなか確保できないという課題に対し、単体ではなく、関係する団体・機関との更なる連携を図ることが必要である。
- ・ ピアサポートのように、特性が類似する他者との交流も社会参加のきっかけとしてはすごく踏み出しやすい。
- ・ アートやデザイン、IoT、Fab、テクノロジーなど、新しいことを学ぶ場を提供することで、若い世代の人が呼び込めるのではないかと考えている。
- ・ ボランティア不足による活動継続の困難さについては、企業が組織的に関わることでリスクが軽減される。
- ・ 大学は地域課題の解決や地域貢献することが求められており、そうした観点から生涯学習にかかわるやり方もある。
- ・ 地域の方が集まる仕組みをつくれれば、ボランティアという形で募集しなくても、地域全体で見守ることができるのではないか。

- これらを踏まえ、各々の強みを生かした実施体制の在り方や、多様な関係機関・団体等と連携することにより効果的な実施体制につなげる具体的な方策を示すことが必要である。さらに、費用負担の在り方（例えば、受講料の徴収、障害福祉サービス等との連携など）についても検討する必要がある。

- このうち、障害福祉サービス等との連携については、その効果的な促進に向け、先進的な事例も踏まえつつ、連携可能な事業のメニューや、連携に当たっての留意点などを具体的に提示することも考えられる。
- これらのほか、学習機会を拡充するための具体的な仕組みについて、更に検討を深める必要がある。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

- ・社会教育施策で実施するか、福祉施策として実施するか、NPO法人等に運営を任せるか等、多様な実施主体、実施方法が認められることが望ましい。
- ・多様な学び方のオプションをもつため、福祉施設、情報が集まる場としての「母校」、地域の学校、就労支援機関、企業の交流による居場所の拡充が必要。
- ・福祉・教育という分け方ではなく、新しい価値社会を作っていくことが必要。

4. 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策

- 障害者差別解消法等を踏まえ、物理的環境、人的支援、意思疎通等について、どのような工夫が求められるか（障害福祉サービス等との連携を含む）。
- 全国的に学習機会を拡充するため、具体的にどのような仕組みが必要となるか。

（現状・課題）

- 共生社会の実現に向けて、一般的な学習活動に障害者が参加し、障害のあるなしにかかわらず、共に交流し学び合う環境を整備することが重要である。
- 平成26年2月に批准した障害者権利条約では、障害者が差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、生涯学習を享受することができることや、合理的配慮が障害者に提供されることを確保することなどが盛り込まれている。
国内法としては、教育基本法第3条（生涯学習の理念）、第4条（教育の機会均等）、第12条（社会教育）に関する内容のほか、障害者基本法第3条では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」等の内容が盛り込まれている。
- また、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）では、国・地方公共団体等や事業者における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など、差別解消のための措置等が盛り込まれている。
これらを受け、学校段階での差別解消のための取組は進展しつつあるが、生涯学習分野での取組は、なかなか進んでいない状況にあると言われている。
- 生涯学習の分野においては、学習機会の提供主体の「障害」に対する理解や合理的配慮に関する知識が十分でないことも多く、当事者側、特に保護者は、周囲に理解し受容してもらえるか不安感を抱えていることが指摘されている。
これらを踏まえ、生涯学習分野においても、「環境」「意識」「情報」のバリアを解消していく必要がある。

（有識者会議のヒアリング等での主な意見）

- ・ 一般的な生涯学習活動に参加するための情報保障について、促進要因と阻害要因の検討が必要。必要な支援が何かを検討することが重要。
- ・ 差別解消法の理解はなかなか進んでいない状況であり、もっと抜本的に改革していく必要がある。
- ・ 学びの場に障害者が来やすくなるような合理的配慮が必要であり、障害の特性に応じた具体例について、提供側が共通認識していくことが必要。

<有識者会議のヒアリングでの事例>

○社会に存在する「環境」「意識」「情報」のバリアを解消する必要。

[株式会社ミライロ]

- ・環境のバリア：エントランス、階段、トイレ等のバリア
駐車場などアクセス面の不便
点字ブロックが敷設されていない
命を守るための設備が保障されていない
- ・意識のバリア：申し込みや参加を拒否する差別的取扱い
施設や教室までの誘導やサポートがない
規則やルールへの柔軟な対応を行わない
電話やメールでの問い合わせができない
- ・情報のバリア：口話、筆談、手話等による情報保障が不足
点字版や拡大された資料がない
限られたコミュニケーション手段やツール
バリアフリーかどうか事前にわからない

(求められる方策)

- 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年11月。以下「対応方針」という。）等も踏まえ、学習プログラムの提供主体が「不当な差別的取り扱い」をせず、「合理的配慮」ができるよう、生涯学習の場における物理的環境、人的支援、意思疎通（筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字等）などの考え方、配慮の内容や体制等を明らかにすることが必要である。その際、知的障害者や発達障害者等の特性やニーズにも留意し、障害の有無に関係なく学べるような「学びのユニバーサルデザイン」を目指す。
- また、合理的配慮は、一人一人の障害の状態や必要な支援、活動内容等に応じて決定されるものである。本人・保護者とよく相談し、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。その際、支援者側の配慮と同時に、当事者も能動的に「自己選択」「自己決定」ができるよう、在学中から、自ら能動的に関わるスキルの習得に向けて、丁寧に指導していくことも必要である。
 - これらの取組の円滑な実施にあたっては、障害福祉サービス等との連携を構築・強化する必要がある。また、地域住民等への障害者理解を深める研修・啓発、「心のバリアフリー」を普及するための市町村等の取組と生涯学習分野の取組をつなげていくことも考えられる。
 - これらの連携可能な事業のメニューや、連携に当たっての留意点などを提示することが必要である。
- 学校段階では、障害のある者となない者の交流や可能な限り共に教育を受けられる環境の整備を一層充実していく必要がある中で、学校卒業後においては、障害の有無に関わらず対等、平等な学びの機会をどのように作るか、検討することが必要である。

- 以下のような取組の推進方策についても、検討することが必要である。
 - ・ 自分で移動することができない障害者が、主催者に講座内容のウェブでの配信を依頼することにより講座の受講が可能になる等の例があり、こうした運用上の工夫を広げていくこと
 - ・ 読み上げソフトや声を文字化するソフトは進化している一方、長い文章を要約したり、難解な文章のレベルを落とさずに意識したりする機能を開発すること
 - ・ 車いすの方が入れる施設や得られる支援に関する情報等を提供するサイトの活用などを図りながら、学習プログラム提供主体がすべてを抱え込まずに、工夫して運営すること
 - ・ 映画への字幕や副音声の付加に対する支援を充実することや、障害のない者による障害者スポーツの体験により障害を理解するような取組を促進すること

- これらのほか、学習機会を拡充するための具体的な仕組みについて、更に検討を深める必要がある。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

- ・ 誤解や偏見が根強くあり、特に保護者は周囲に理解し受容してもらえるか不安感を抱えている。[主に知的障害]
- ・ 合理的配慮、アクセシビリティについて、調査や事例集でも、発達障害の知見が少なく、対応が遅れている。[主に発達障害]
- ・ スポーツジムの入会拒否、映画バリアフリー化の不備、語学教室での配慮の不徹底。情報保障が不十分。施設入所者でも活用可能な同行援護の拡充など。
[主に視覚障害]
- ・ 意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記）の制限や地域差の解消など。
[主に聴覚障害]

5. 基盤の整備

- 生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体等が連携した体制をどのように構築するか。

※上記3. と4. に共通

- 効果的なノウハウの普及・共有の観点からは、国において、「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を通じて開発したプログラムや実施体制のモデルの成果、合理的配慮の方法などについて、例えば、地方公共団体をはじめとした多様な主体向けの手引きとしてまとめることを検討すべきである。
併せて、障害者の生涯学習支援に積極的に取り組もうとする地方公共団体等に対し、実践家や専門家をアドバイザーとして派遣して、先進的な事例や専門的なノウハウの提供などを行う仕組みも検討することが必要である。
- 学習機会の量的整備に当たっては、持続可能な仕組みとしていくことが必要であり、その際、企業との連携を有効活用していくことが考えられる。企業においては、障害者の学びの推進に携わることが、社会貢献活動というだけでなく、社員のマネジメント能力やコミュニケーション能力の向上を図ることにつながり、企業と障害者の双方にとってメリットとなることが期待される。
- 持続可能な仕組みとするための工夫として、学習への参加費を徴収し、質の高い学習機会の提供につなげるやり方についても検討が必要である。
- また、当事者・家族のニーズの把握や相談への対応、多様な実施主体による学びに関する活動の情報収集・提供に取り組むため、都道府県に1カ所以上拠点を作ることを含め、体制整備を進める必要がある。
- さらに、地方公共団体において、障害者の生涯学習を総合的に統括する拠点として、生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体等が連携した体制を構築することが必要である。その際、障害者総合支援法に基づき設置された、障害者本人や家族、福祉、医療、教育関係の関係者等により構成される自立支援協議会の活用を促進していくことも検討する必要がある。
(例：連絡協議会やコンソーシアムの設置、自立支援協議会、総合教育会議の活用等)
- 全国各地で障害者の学びの推進に携わっている地方公共団体や民間団体の優れた取組について互いに共有し、民間団体相互のネットワークが形成されるように、国において全国的な情報共有の機会を設けることについて、検討することが必要である。

(有識者会議のヒアリング等での主な意見)

- ・体系的な学習プログラムは未整備²⁰で、様々な実践交流をしながら体系化することが必要であり、実践研究事業の委託は有効な手段。
- ・実践家や専門家を地方公共団体や事業所等に派遣して、先進的な事例やノウハ